

福祉環境委員会記録

平成 31 年 3 月 1 日(月)
9 時 56 分～14 時 38 分
全員協議会室

【委 員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、~~布施委員~~、芦谷委員、田畠委員、瀧谷委員、西村委員

【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

[健康福祉部]前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、白根地域医療対策課長、湯浅統括保健師、久保健康長寿課長、河上子育て支援課長

[市民生活部]斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、塙総合窓口課長、野田環境課長

[金城支所]吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

[旭支所]塙田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

[弥栄支所]河上弥栄支所長、小池弥栄支所市民福祉課長

[三隅支所]斎藤三隅支所長、田城三隅支所市民福祉課長

[上下水道部]河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長

【事務局】新開書記

議題

1 議案

議案第 4 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について(地域福祉課) → 全会一致可決

議案第 5 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について(医療保険課) → 全会一致可決

議案第 6 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について(子育て支援課) → 全会一致可決

議案第 7 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(医療保険課) → 賛成多数可決

議案第 9 号 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例について(環境課) → 全会一致可決

議案第 12 号 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について(工務課) → 全会一致可決

議案第 13 号 浜田市水道事業審議会条例の制定について(管理課)
→ 全会一致可決

議案第 14 号 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について(工務課) → 全会一致可決

(裏面へ)

2 陳情審査

陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について
→継続審査

陳情第 93 号 家庭保育の推進を求める陳情について

→賛成多数採択

3 執行部報告事項

(1) はまだ健康チャレンジ（はまチャレ）事業について (地域医療対策課)

(2) 浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査の結果について【速報値】
(子育て支援課)

(3) 子育て支援センター建設地の検討状況について (子育て支援課)

(4) 幼児教育・保育の無償化について (子育て支援課)

(5) 水道事業の連携に関する検討状況について (管理課)

(6) 平成 31 年度浜田市街地水管路更新工事について (工務課)

(7) 下府町における下水道管破損事故について (下水道課)

(8) その他

(配布物)

・浜田市自死対策総合計画 (地域医療対策課)

・浜田市人口状況（平成 30 年 11 月末～平成 31 年 1 月末）(総合窓口課)

・平成 30 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会(議案、資料)※議員のみ配布
(医療保険課)

4 所管事務調査

(1) 民生児童委員に関する状況について (地域福祉課)

(2) 胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）事業について (地域医療対策課)

(3) ひとり親家庭支援対策について (子育て支援課)

(4) 「ウインドファーム浜田」に対する住民の意見等について (環境課)

5 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開議 9時56分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会します。ただいま出席委員は8名で定足数に達しております。本日布施委員は欠席と聞いています。それでは、さっそく議題に入ります。

それでは、本委員会付託されました、議案8件と陳情2件の審査に入れます。

1 議案第4号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

これは3パーセント以内で自治体が設定できるのだが、過去に遡ってということではないという理解でよろしいですか。

貸付は市町村ではなく国県ではないかと思っているのですが、その点はどうなのかをお聞きします。事務処理は市町村がやっても貸付そのものは国もしくは県ですか。

地域福祉課長

利率3パーセント以内にしています。貸付は条例改定後の貸付から適用になり、以前のものは従前どおりです。実施は市町村ですが、財源は国県からとなっています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

2 議案第5号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

所得税法の一部改正によってこういう表現に変わることですが、一部改正の中身というか、どういうことなのかよくわからないのですが。変わったところだけご説明いただけますか。

医療保険課長

中学校卒業後から二十歳まで慢性呼吸器重篤疾患にかかる入

院についてもあるが、この部分については所得制限がここにかかってきます。所得税法改正により、控除対象配偶者という言葉を使った条例になっていますが、これが今まで使っていたものより幅が狭くなる。扶養に取っている本人が 1000 万円以上の収入があると控除対象配偶者が取れなくなる改正になっている。そうではなく 1000 万円を越える方も今までどおりとれるなら同一生計配偶者に言葉を変えて、その方は扶養の人数には含めるという制度改正を、この条例改正では行っている。所得税法上では 1000 万円以上の収入のある方は控除対象配偶者の該当はなくなるが、この乳幼児医療の助成事業の中で扶養人数という時は、生計同一配偶者であれば扶養人数に 1 人いれる、ということ。

西村委員

中身としては今までと対象は変わらないという解釈ですか。

医療保険課長

そうなるように文言を変えました。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

3 議案第 6 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

瀧谷委員

専門職大学の前期課程を修了した者を追加することになっているのですが、これを変更することで放課後児童クラブの方が確保しやすくなるのでしょうか。

子育て支援課長

確保しやすくなるというよりも幅が広がるだけだと思います。この大学校がこの 4 月から、ここに記載あるように社会福祉や心理学、教育学等を修めたという前提条件があるので、この 4 月からオープンするような、こういったのに該当する学校が短大含め 3 校となっていて、すぐに直結する改正ではないと思っています。

柳楽委員長

その他ございませんか。

(「なし」という声あり)

4 議案第 7 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

瀧谷委員

改正点として保険料の基礎賦課限度額の改正により 58 万円が 61 万円ということですが、平成 30 年度の最高額は 94 万円と理解しているのですが、この 61 万円は何をさしていますか。

医療保険課長

58 万円だったものが 61 万円になるので 3 万円限度額がアップします。これは、国民健康保険法の施行令の改正に伴う条例改正になっております。今まで限度額が 93 万円だったものが、年間の保険料は 96 万円にアップします。

瀧谷委員

何が 61 万円ですか。

医療保険課長

国民健康保険は、基礎賦課額、後期高齢者負担金、介護分と 3 つの保険料に分かれています。その 1 つの基礎賦課額が 58 万円から 61 万円になり、後期高齢者負担金 19 万円、介護分 16 万円は変わらず、全体でいうと 96 万円になるということです。

瀧谷委員

平成 30 年度は 58 万円ですか。

医療保険課長

平成 30 年度は 58 万円で、平成 31 年度が 61 万円に改正になっています。

瀧谷委員

ここ 10 年ほとんど、プラス 4 万円ずつ上がっています。来年度からは国民健康保険料がスライド的に上がって、平成 25 年、29 年は上がりませんでしたが……平均したらどのくらいあがるのですか。

医療保険課長

今回の改正は賦課限度額です。今まで該当になっていた方が更に 3 万円アップするということです。被保険者の全体がアップするということではありません。

瀧谷委員

子育て世代の見せかけ収入が多い個人事業主がますます苦しくなるということですが、考慮するのですか。

医療保険課長

施行令に伴う条例改正なので浜田市もそれに合わせての改正になります。基礎賦課額が上がることで 3 万円 × 該当世帯の分だけは全体には保険料全体の収入は増えますので、被保険者全体では 1 人の負担分は若干は下がってくるという計算で国は改正しています。

西村委員

今回は医療分が 3 万円アップということだが、制度的に後期高齢がスタートした 20 年度と比べると当時医療分が 47 万円だから、

14万円アップ。後期高齢だと12万円だったから今は19万円の7万円のアップ。介護分で言うと9万円からスタートして今は16万円の7万円。すごいアップです。アップの対象の方がどの程度の所得かというと、六百数十万円になります。もうこの10年から11年で20万円以上アップしています。数年前から限界だと私は言っています。被用者保険やら協会けんぽと言われるような保険と比べても、保険料の世帯収入比率が比較にならないほど高いわけで、これ以上上げてどうするのかと思います。全体もそうだけど、国民健康保険の中で所得が高いと言っても六百数十万円で、そんなに裕福な暮らしをしている人ではないわけで、根本の仕組みを変えないで、こういうことだけいじくりまわしながらやっていくのは、もう保険者としての責任放棄だとさえ思います。いい加減根本から考え方をやつて欲しいと、毎回お願いしています。一市町村ではどうにもならないとはわかっているながら言わざるを得ない状況です。

市民生活部長

おっしゃることはごもっともだと思っています。我々も国民健康保険制度は破綻しているのも同じだと認識しています。抜本的な見直しを求めていました。ただ、これは国の制度なので国が変わってくれないと、一市町村ではどうにもならないのですが、意見は言い続けようと思います。

西村委員

是非お願いしたいと思います。知事会も1兆円の国費をつっこんで国民健康保険料の負担を下してくれと意見書を出しています。どんどん国に物申す立場で臨んでいただきたいと思います。

去年も4万円限度額を引き上げた際の答弁で、対象世帯がどの程度変わらのかと聞いたら88世帯から77世帯に減る見込みだということでしたが、3万円引き上げることによる想定はされていますか。

医療保険課長

現在87世帯ですが、改正後も87世帯で変わりません。

柳楽委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

5 議案第9号 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

専門職大学の前期課程の修了者を追加するということで概要に書いてありますが、大学の中身に関わってくるのでわからないかもしれません。前期後期の中身がどう違うのか、答えにくいですか。

環境課長

4年過程を前期(2または3年)後期(2年または1年)と区分できるので、前期課程を修了したものに対し短期大学卒業資格を与えることになっています。

西村委員

それはわかるのですが、4年なら4年の授業の中身に関わることなのでわからないのかもしれない、そぐわない質問かもしれません。前期を終われば良いということが良くわからない。前期で資格が取れるという解釈になるのか。

環境課長

4年制の過程で20単位以上、2年制の過程で10単位以上が必修となっていて、2年の10単位を履修した場合は短期大学卒業とみなすということです。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

6 議案第12号 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

2条に給水人口や給水量がうたってありますが、これを今回見直すというのはどういう意味を持つのか。毎日変化するものを条例でうたうのはどういう動機付けなのか。

工務課長

水道事業の認可を国に出しています。給水区域の拡張等の要件があります。波佐水源を1つ増やす申請をした関係で、認可を出す時に給水人口と給水量を見直すこととなっています。その関係で、25年に事業認可を変更していますが、この事業認可に併せて市の設置条例も変える必要がありました。

西村委員

それならそのように書いていただくと非常にわかりが良いで

	す。今の書き方だとなぜ変えるのかわかりませんでした。
工務課長	大変すみません。目的を書いておけば良かったと思います。今後気をつけます。
柳楽委員長	その他ございませんか。
	(「なし」という声あり)

7 議案第13号 浜田市水道事業審議会条例の制定について

柳楽委員長	執行部から補足説明がありますか。
	(「ありません」という声あり)
柳楽委員長	委員から質疑はありませんか。
瀧谷委員	老朽管の対応を計画を水道事業審議会で作っていただき、拘束力はどのような理解をすれば良いですか。
管理課長	審議会設置は水道事業の重要事項を審議するためなので、先ほどおっしゃったようなことは審議したいと思います。これまで水道料金審議会というのがあり、水道料を上げる時に審議していました。拘束力というか、こういう位置づけの答申になろうかと思いますがしっかりとご意見いただこうと思っています。
瀧谷委員	水道事業の専門家とは思えない人たちが、老朽管更新の切迫さを理解しているのか疑問ですが。
管理課長	15人くらいの委員です。受益者に入ってもらうことは必要だと思っていますが、7条に「関係者に入ってもらって意見をいただく」とあります。専門的なことは理解していただいている。
瀧谷委員	担当課の情報提供や危機感、意識をきちんと審議会の中で提供していくかないと、老朽管更新という話に、破裂してからやってしまうような形の話になり、そのことにより莫大な費用がかかるという悪循環になるか思いますので、担当課の意識を十分審議会の運営には図っていただきたいと期待するところです。
管理課長	おっしゃるとおりです。この審議会の設置はそもそも、昨年の料金改定をする中で市民に説明する中、現在の状況や管路更新の危機感とかきちんと伝えないとご理解いただけないことがよくわかったので、そういうことも踏まえて今回の条例を上程させていただいたところです。
芦谷委員	水道事業の民営化、根幹にかかわることも議論されるのでしょ

管理課長	重要事項について調査、審議するので、必要に応じて、広域化、民営化等の調査、審議をいただきたいと思っています。
柳楽委員長	その他ございませんか。 (「なし」という声あり)

8 議案第 14 号 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長	執行部から補足説明がありますか。 (「ありません」という声あり)
柳楽委員長	委員から質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)

2 陳情審査

(1) 陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について

柳楽委員長	執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。
瀧谷委員	これまで執行部の答弁内容とおりです。進展があったのかどうか。疑義があつて国県に渡したがまだ返事が返ってないということでしたが、現在までの間に変化があったのかどうか。
子育て支援課長	国から最終的な文書での回答がないという意味では、県ないし国だとは思っていたのですが、12月の委員会でも口頭説明したとおり、そうは言っても国としては自主的に変換して欲しいというのが漏れ伝え聞いているということをお伝えしたと思います。市としては何らかの態度を示さないといけないということで、この度国に対して文書を出しました。
瀧谷委員	どういう文書を出したのですか。
子育て支援課長	一昨年出したものに少し補完して再度出させていただきました。
瀧谷委員	国県の判断に疑義があるという内容ですか。
子育て支援課長	一昨年出させていただいたのは、適切に対応していたということを伝えたものです。今回もそれに準じたものです。目的を達成

するためにやっていましたと伝えています。まだそれについては、送付した段階なのでその後は何もありません。

西村委員

一昨年8月9日、調査会の席で当時の担当課長が説明された中身は、国が示した要綱を変えたことを浜田市が怠っていた、従つて国の職員配置に従えていなかつたので補助金の返還が必要になつたという説明だったと認識しています。ですが、9月の定例会の委員会のときに、実はあんず保育園を経営されている医院では、市は確かに要綱を変えていなかつたけども、然るべき情報が実際には入つていて、きちんと職員配置はなされていたといふことで、職員配置は国の要綱に基づいて行われていた、というようになつたと思います。私はその点が未だに納得いっていないのです。現地調査や聞き取りや何かをされたのでしょうかから、県あるいは国の、そのことに対して、要するに国の要綱にもとづいた人員配置という意味で、国の要綱に基づいた職員配置という点では国も県も間違ひはなかつたという認識なのか、そこが一番、未だに納得できていない点です。そこを明快に答えていただければ。

健康福祉部長

8月9日の後、通報者からも委託先の病院からも実情と全然違うと言われました。こちらからも調査して、改めてお話を聞きました。そこで聞いたことをまとめて実態、実情を通じて国に報告して、国の判断を待っている現状です。配置等ですが、私からすると以前言うように、専用室や常駐や、どう解釈するかというものが今でも疑問を持っていますが、実態はこうでしたというのを国に伝えて判断を仰ぐ、我々は適正に運用していたと思っています。

西村委員

国の要綱というのは、看護師は10人、病児10人までは1人、保育士は病児3人までは1人、4人以上6人までは2人、3人単位で1人ずつふえていきます。ただ定員は4人なので、多くても2人という配置だったと思います。そういう配置はきちんとなされていと市は認識し、国も県もそこは疑問視していないですね、ということを確認したいのです。

健康福祉部長

適正な人員配置だったと思います。国や県がどう判断されるかは今検討しているのだと思います。

田畠委員

今の話からいくと、国の定められた規程どおりに従つて人員配

	置はしてきたという認識ですよね、であればこういう問題が出るとは思えないのだけど。
健康福祉部長	最初の段階で正しくされてなかったというところから入っているので、それに基づいて8月に報告したところ、両方から違うと言われました。最初の調査が不十分だったということはあるかもしれません。
田畠委員	この問題が出る前に国あるいは県から制度変更の通達があったのではないかと思います。それが今の担当課から、保育所に行ってなかったからこういう問題が起きたのではないですか。
健康福祉部長	おっしゃるとおりで、改正を3回漏らしていたのが大きな問題です。
田畠委員	であれば、浜田市に手落ちがあるのですよね。当該期間の補助金は当然返還すべきだろうと思います。この問題もう何年も続いている全く前に進まないから、返せと言われるなら返さないと、ずっと引っ張ることになると思いますが。
健康福祉部長	国から出せと正式なものが出来れば出しますし、補正予算で計上したいと思います。
田畠委員	国から出せと言われるまではこのままいくように思われます。そういう問題を次の人引き継いだらまずいでしょう。いち早く片を付けるべきでしょう。
健康福祉部長	今でも片付けたい。ただ修正申告をして自主返還せよと言われますが、その理由がない。正しいことをやっていたと思っています。それなのに返したら逆におかしいのでは。早く解決したいと願っています。
田畠委員	国から県から文書で通達が来た時に、浜田市の担当者が該当施設に通達しなかったことからこういった問題が起り、一時的に人員配置が違っていたのでしょう。だったらその期間だけでも返さないとこの問題は終わらないでしょう。
健康福祉部長	実態として病院では適正配置されていたことがあるので、間違った期間があったことはございません。とにかく実情をこうやつていましたと国に伝えていますから、判断をしていただきたいということです。
田畠委員	話が終わらないのです。間違ったことは間違って、つきとめて

も元には返らないから仕方ないけど、一定期間通達どおりにやつてなかつたのは確かなので、早く結論を出して、この問題は終わりにしないと。同じことをずっとやっていることになります。

副市長

要綱改正を市がしてなかつたのはミスですが、私が斎藤医院に伺うと改正された要綱をきちんと持つていて、先生は要綱変更を知つておられて実際にやつていたので、自主返還する理由はないです。国からきちんと返事をくださいと伝えていきます。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第 93 号 家庭保育の推進を求める陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

1 時間経過したので休憩を取りたいと思います。再開を 11 時 10 分とします。

(10 時 58 分 休憩)

(11 時 09 分 再開)

柳楽委員長

会議を再開します。

3. 執行部報告事項

(1) はまだ健康チャレンジ（はまチャレ）事業について

柳楽委員長

順次報告願います。統括保健師。

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

私は 1 日の歩数がわかるアプリをスマホに入っています。そういうのを持っていない方は万歩計が必要ですが、持つていらっしゃらない方はどのように歩数を計算するのですか。

村武委員

記録表の下あたりに書いていますが、歩くと大体 10 分が千歩、距離で言うと約 700 メートルが千歩なので換算していただいたり、地域医療対策課で歩数計を数個持つていて貸出事業もしています。今はドラッグストアや電気屋さんで歩数計が安く販売されて

統括保健師

	いるので購入していただくのも良いと考えています。
村武委員	時間や距離で大体このくらいとおっしゃいましたが、そういうことが書かれてないのでわからないのかなと。
統括保健師	はまチャレのポイント記録表で毎日つける表があると思います。そのページのウォーキングポイントの下に小さく記載されていますので目安にしていただきたいと思います。
村武委員	小さいのでわかりませんでした。健康寿命の増進もあると思いますが、対象者が 18 歳以上の方ということで、高齢者だけではなく若い方にもこれをやって欲しいという意味もあると思います。エクセルに記入するとか、その手間がとても面倒だと思います。高齢者の方ならポイントを貯めて 2 千円分の商品券を当てよう頑張ってされると思いますが、若い方にもやっほしいです。その辺はどうお考えですか。
統括保健師	その辺りも心配していますが実施している他市に聞いてみると、若い方は会社や企業ぐるみで参加してもらうと提出率が高いそうです。スマホの数字をそのまま、あるいはスクリーンショットをメールで提出いただくのもOKにしておられる所もあります。若い方にも参加していただける方法を研究してまいりたいと思います。
瀧谷委員	昨年 9 月だったか課長から説明いただいて極めて期待していましたが、予算書を見ると 300 万円ほどしかついてないし、市長さんが施政方針に具体的な事業としてこれを取り上げていらっしゃる割には予算がついてないと思いました。介護認定率を下げて介護保険料値下げに向けての話をしている中で、1 人 1 人がコンピューターを持っているような時代において全市的に取り組もうとすると、わずか 600 万円の費用をケチるのかと素朴に思います。せっかく良い事業に取り組むのに。これまでも健康体操等に取り組まれましたが全市的に広がっているかというと、最初はケーブルテレビ等で紹介があるけど年月が経つと下火になってしまっているのではないかと思う。この画期的な事業、最初の課長の説明を聞いた時に志が高い印象を持ったのですが、予算獲得につながらずに紙媒体で記録するようなことになっているのが残念です。会社にチームを作ったりする努力もされるのだろうけどどう

なの。せっかくの志が尻すぼみになって成果が出ないようなことになってしまわないか。600万円つけてコンピューター的なソフト解析をしても難しいかもしれません、紙媒体に記録するという旧態然としたやり方は。せっかくの課長の志をなぜ部長は受け止めてくれなかつたのか、財政課長はなぜ予算化してくれなかつたか。市長が施政方針で言われるほどの事業、担当課の来年度の目玉事業としての予算獲得になってないのはどういうことなのでしょうか。

健康福祉部長

最初のシステムの段階で600万円、700万円かかる。更にそれ以降も毎年数百万円ずつとかかっていくことがあり、市長含めて色々議論して何とかお願いもしましたが、結果としては1年やってみろ、それで参加者をたくさん募ってそれからもう一度検討しようという結果になりました。2年目にどうしても入れたいと思っていますし、2年目が駄目でもチャレンジし続けたいと思っています。

村武委員

ポイントを貯めて2千円分の商品券を当てようということですが、合計200名の当たった方に共通商品券はどのように渡されるのですか。

統括保健師

現在郵送を考えています。

村武委員

予算書に郵送代という項目がなかったので、どのようにされるのかと思ったのですが、それは入っているということですか。

統括保健師

はい。

芦谷委員

1期、2期で分けられますね、こういうものは普通は年中無休です。人というのは忘れます。市民が参加しやすいような形を。期を分けるのはどうかと思いました。

統括保健師

期間も色々議論しました。長くした方が良いという意見と、まずは健康チャレンジでこれまで取り組みをしてなかつた人にも取り組んでもらうにはあまり長い期間だと頑張れないのではということで、まずは3ヶ月。人間4、5ヶ月くらい続けると色々なことが習慣化して身に付けられるので、1期を3ヶ月にさせていただきました。

柳楽委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査の結果について【速報値】

(3) 子育て支援センター建設地の検討状況について

(4) 幼児教育・保育の無償化について

柳楽委員長

3件についてまとめて報告をお願いします。子育て支援課長。

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。(2)について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(3)について質疑がありますか。

瀧谷委員

3つの案を見ると建設費用は一緒になっていて、どの案がアドバンテージがあるのか、メリット・デメリットの長短があると思いますが、審議会が100パーセントの決定権を持って進めていくのでしょうか。

子育て支援課長

今度の専門委員会は審議会ではないので、あくまでご意見を伺います。またそれ以外に色々情報収集したり議員さんの意見も伺いながら、最終決定は市で行うつもりです。

瀧谷委員

最終決定はいつ頃ですか。

子育て支援課長

できれば来年度の早い時期に決定して、夏くらいには何とかなれば嬉しいと思っていますが、前回の基本構想は協議会が作ってくれたものなので、それに場所等の具体的なものを落とし込んで、市としての基本構想を策定しパブリックコメントをかける等して来年度中には全ての準備が整う形を持っていきたいと思っています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(4)について質疑がありますか。

瀧谷委員

10月からスタートする国の事業ということで、4月からやるべきという声が出ませんでしたか。浜田市単独で半年間つないでいるという話にはならなかったのかお尋ねします。

子育て支援課長

外部からは特にそういう問い合わせや要望等は直接は届いていません。内部も国の方針を受け止めてミスや遅れのないように、きちんと10月からやることに全神経を注いでいます。ただ他市からの情報も取り入れながら少しでも保護者にとって良い形になるようには考えていますが、4月からという考えは申し訳あり

	minden gaございませんでした。
柳楽委員長	その他にございませんか。
	(「なし」という声あり)
(5) 水道事業の連携に関する検討状況について	
柳楽委員長	管理課長。
管理課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
	(「なし」という声あり)
(6) 平成 31 年度浜田市街地水道管路更新工事について	
柳楽委員長	工務課長。
工務課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
	(「なし」という声あり)
(7) 下府町における下水道管破損事故について	
柳楽委員長	下水道課長。
下水道課長	(以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
西村委員	結局穴が開いた原因は何ですか。
下水道課長	さび、外からの腐食です。潮風で外側がさびてしまい、そこから腐食が進んで穴が開いて吹き出してしまいました。
西村委員	その周辺も時間が経過すれば穴が開く可能性があると思われる状況だったということですか。
下水道課長	その周辺というか、確かに。鋼管部分が 1 メートルくらいと言いましたが、弁を付けるために逆 T 字になっていてその T 字の首部分が特に破損していました。
西村委員	要は海の潮によってそういう状況になったと思われるということで、例えば建設時に傷が入っていたことが原因といったことが推測される状況ではなく、海水が原因と判断しているということですか。
下水道課長	そのとおりです。
柳楽委員長	他にございますか。

(「なし」という声あり)

ここで休憩とします。再開を 13 時 10 分とします。

[12 時 09 分 休憩]

[13 時 07 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。

(8) その他

柳楽委員長

執行部から何かありますか。健康長寿課長。

健康長寿課長

市民講座開催のご案内をさせてください。議員の皆さんにはボックスにピンク色のチラシを入れさせていただきましたので、また見ていただければと思います。

この講座は「つながる 広がる 地域を支える人の輪」と題して高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくとする中、病気になったから、介護が必要になったら、という不安が生じた際に地域の方々、医療・介護の関係者が各自の立場でどのように支えていくかを考えていこうという講座です。開催日は今月 3 月 16 日(土) 13 時から、会場は浜田医療センター 2 階の総合研修室です。この講座は講演とシンポジウムの 2 部構成ですが、講演は終活に関する内容にもなっています。ご参加は特に事前申し込みも不要ですし対象者の制限もありません。関心のある方に是非足を運んでいただければと思います。

柳楽委員長

委員から何か質疑がございますか。

(「なし」という声あり)

報告事項の他に配布物が 3 件ありますので、ご確認をお願いします。

それでは、ここで執行部からの報告事項 9 件について、今回からタブレット端末の本格導入となったことにより、全員協議会に提出し説明すべきもののみを決定したいと思います。まず執行部の意向を確認したいと思います。地域福祉課長。

地域福祉課長

(1) 提出なし

(2) //

(3) //

	(4) " "
	(5) " "
	(6) " "
	(7) " "
柳楽委員長	執行部の意向どおりでよろしいですか。 (「はい」という声あり)
4. 所管事務調査	
(1) 民生児童委員に関する状況について	
柳楽委員長	説明をお願いいたします。地域福祉課長。 (以下、資料をもとに説明)
地域福祉課長	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
柳楽委員長	民生児童委員さんの仕事は守備範囲が広いですが、どのようになっていますか。
田畠委員	主な職は住民の生活状況を適切に把握すること。適切な援助活動を行うために地域活動や世帯訪問などをして、生活状況を把握して援助が必要な人を把握する。援助を必要とする方の相談に応じて助言等を行う。市役所その他関係機関の業務補助。その他必要に応じて住民福祉の増進を図るための活動を行っていただくのが主な職務となっています。
地域福祉課長	我々の知る民生児童委員さんは特に高齢者を重点的に月1回以上の訪問、また施設入所状況を伺うとか。浜田市からの委託かはわかりませんが、社会福祉協議会からの委託業務が大変負担になっていると聞いています。特に殿町・真光町あたりのように住宅街であっても高齢化率が高い地域になると仕事量の負担が大きいために欠員が出るのではないか。
田畠委員	仕事量のこともありますが、2つの地区を1つにまとめているところもあります。違ったまちの状況がわかりにくくなり、担当になれないということがあります。地区ごとに状況が異なっているので、一概には言いにくいです。PRを強化して地域の皆さんに役割を知ってもらって民生委員さんの必要性を認識してもらいご協力いただける方を増やしていきたいです。
地域福祉課長	仕事の中身を理解していただくのは、日中仕事をしている方に

とっては負担が大きい、お年寄りにとっても負担が大きい。オールラウンドプレイヤーのような仕事をしているのだから、金を出して済む話ではないですが、欠員地区がもっと増えるのではと懸念しています。

瀧谷委員

委員 1 人あたりの世帯数が、400 世帯を超える方、その 10 分の 1 の方もいます。もっと平準化をはかって区割りの見直し等の要望はないですか。

地域福祉課長

区割りは各地区の定員がある程度決まっているので難しいかと思います。民生委員さんのご意見をいただきながら、負担が大きい所は柔軟な対応を図っていきたいですが、具体的なお話はきいていません。

瀧谷委員

国の基準である 120 世帯を超えている人がいるのは事実です。今までどういう意見集約をされていたのですか。声が出てないことをどのようにお考えですか。

地域福祉課長

1 つの地区でも人口密集地から中山間地が含まれていたり、面積負担や人員負担があり、平準化は難しいです。見直しは図っていきたいです。

瀧谷委員

検討してみる価値はあると思うので、担当課にもご協力いただきたいと思います。

芦谷委員

以前、民生委員の推薦会のメンバーでしたが、その頃県から民生委員を削減するという動きがあって、国県の民生委員定数の見直しの動きがわかれればお願いします。

地域福祉課長

来年度に見直しが予定されていて、県のヒアリングがありました。県は地域状況をある程度把握しており、国の基準以上の配置はされていますので、現状維持できるような配慮はしてもらっています。

芦谷委員

これは地域の自治活動でもあります。400 世帯というのは周布 1 町内です。9 号線からトライアルに向けた右岸側。住民の利便性や自治活動を考えると、町内会の適正な規模を管理しないということになると思います。400 世帯ともなるとマンパワーが違います。市民本位で変えていけませんか。

地域福祉課長

なるべく民生委員さんの負担をなくしたり、地域によってサービスが違うようなことはなくしたいと思っています。ご意見をい

	ただいたので検討してみます。
柳楽委員長	他にありますか。 (「なし」という声あり)
	(2) 胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）事業について
柳楽委員長	説明をお願いいたします。統括保健師。 (以下、資料をもとに説明)
統括保健師	説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
柳楽委員長	男性の受診率がちょっと低いです。検査容器を対象者に郵送されたとのことです、市役所や支所に提出でしょうか。40歳の方はお仕事をされている方がほとんどだと思うので、平日昼間に持ち込むのは難しいのかと思いますが。
村武委員	家族の方が持つて来られたり、受付時間を延長した所もありました。そういうことも今後検討していきたいと思います。
統括保健師	先日大腸がん検診がありましたが、それはポスト投函で良かったのですが、それをやるには予算が足りなかったのですか。
村武委員	大腸がんの場合は検査容器を病院に取りに行っていただく必要があったので、提出はポスト投函にしました。この検査がポスト投函が可能であるかも確認しながら、今後検討していきます。
統括保健師	知り合いの何人か、ピロリ菌検査がきっかけで他の病気の早期発見にもつながりました。良いことだと思うので続けて欲しいです。
瀧谷委員	良い事業だと思うが40歳に限定している理由があるのですか。
統括保健師	国で有効な方法と認められていないということもあって、受診にあたりどういった方法が良いか医師会の先生方に相談してこの年齢にしました。
瀧谷委員	せっかく良いものなのでもっと拡げていただきたいと思います。自己負担金をある程度ちょうどいいしてでも、40歳以外にも実施していただきたいと思いますが。
統括保健師	40歳が胃がん検診の開始年齢ですし、色んな病気の早期発見にもつながるということで対象にしています。また、対象年齢についても考えてまいります。
柳楽委員長	他にありますか。

(「なし」という声あり)

(3) ひとり親家庭支援対策について

柳楽委員長

子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

瀧谷委員

シングルペアレント事業で浜田市内の一人親の方からお叱りをいただきます。相談体制については拡充、守備範囲を広げて相談の受け皿、情報提供はどうなのでしょうか。若い一人親さんは生活が苦しくて銀行からお金も借りられないとか。そういったところに対して自治体の中で積極的に取り組んでいるところがあるので、守備範囲を広げ、アンテナを高くして対応していただきたいと思います。情報提供ありがとうございました。

芦谷委員

市が実施している母子福祉相談、4つあります。県がやっている相談もあります。社会福祉協議会でやっている支援。市が関わっている相談窓口同士の連携等、研さんはあるのですか。

子育て支援課長

定例会みたいなものはないですが、色々な相談事がありますので、うちの専門分野でないところはすぐにつなぐよう心がけています。職員も積極的に研修に参加してスキルを磨くよう努めています。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

(4) 「ウインドファーム浜田」に対する住民の意見等について

柳楽委員長

環境課長。

(以下、資料をもとに説明)

環境課長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(5) その他

柳楽委員長

その他、執行部に聞いておきたいことはありますか。

(「なし」という声あり)

ではここで、執行部の皆さんは退席されて結構です。
休憩を取ります。再開は 14 時です。

[13 時 52 分 休憩]

[14 時 00 分 再開]

《 執行部退室 》

柳楽委員長

会議を再開します。

それでは、これより執行部提出の議案について採決を行います。

○議案第 4 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第 5 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第 6 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第 7 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

では賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

可否同数でしたので、委員長において可決とします。

○議案第9号 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第12号 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第13号 浜田市水道事業審議会条例の制定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第14号 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情の採決に入ります。

○「陳情第 92 号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について」

柳楽委員長

では、委員からご意見をお聞きします。

瀧谷委員

陳情者に簡潔に説明をお願いしたいと思います。

柳楽委員長

これまでの説明と違う部分等簡潔にお願いします。

陳情者

資料を配っているので見てください。9 ページを見てください。
配置常駐という問題です。専用スペース内にいることを指すのか、施設内にいれば足りるとするのか、これは分かれています。浜田市は後者を良い、一般には前者を言います。浜田市の欄ですが、受入れが 1、2 人なら保育士が同じ部屋に居ないのに配置とされている。配置は専用スペースに常駐していることだと浜田市も認識しているのに、病児保育に限って別の解釈をしているのはおかしいです。

(以下、引き続き資料をもとに説明)

瀧谷委員

陳情書に「850 万円を惜しんで 3000 万円の全額返還になる」とあります。この一番の原因は何ですか。

陳情者

平成 28 年 12 月に発覚したのですが、翌月に前課長さんが計算して 1 月に県に提出したものが 850 万円です。そこで終わりかけたのですが、浜田市は悪くないと主張が変わりました。そのため結局は 3 千万円払うことになりそうだという話です。

柳楽委員長

その他に何かありますか。

田畠委員

いずれにせよ浜田市が言っている部分と資料の内容と全然食い違っています。常に浜田市担当課長の言い分は、ボールは県国にあると。いつまでもこの問題を長引かせてはいけない。いつまでも放置すると浜田市の信用問題に関わるし、国県に対しても失礼にあたるので、早く結論を出すべきと考えます。どちらにして

も国県に浜田市が勝てるわけがないが、陳情者はどうお考えですか。

陳情者

浜田市の要綱に沿うのが原則ですが、斎藤先生は国の要綱が変わっていることに気づいてそれに合わせていました。それなら、浜田市に言うのが普通だと思う。10年間何も指摘してないのは説得力があるのかという話です。保育士と看護師を勘違いしていたという発言もあります。要綱の変更に気づいたことと、読み間違いをしたことは別問題です。浜田市は先生の言葉を信頼すると言っています。それなら堂々と従業員にも聞けば良いのに、従業員に聞くと先生を信頼していないような気がするとして、2年間ずっとやってないです。実は県に対して公益通報が従業員から出ています。それなのに従業員に聞いてないのです。いい加減皆さんにお願いしたいのは、証拠能力が十分あるはずの従業員になぜ話を聞かないのかを疑問を解いてもらいたいということです。

瀧谷委員

陳情タイトルと趣旨にズレがあるので

陳情者

本心は違いますが、何度も陳情をやってきて、本心を言って否決されるなら弱いジャブを打って採決されることを狙っています。

正しい正しいと言いながら、現場に調査に行き、翌日から保育士が増えている。ということは間違っていたためではないか、こういったこともあり、正しい事実の説明を要求しています。

採決に対する賛成反対のご意見をいただきたいのですが。

柳楽委員長

私もこの問題については、正確な説明を執行部に求めることは賛成なのですが、陳情者の意見を聞くと段々わからなくなるのが正直なところです。だから継続にさせて欲しいです。

瀧谷委員

私も結論は瀧谷委員と全く同じ意見です。どうしてこうなったのかと、今どういう状況なのかを、我々が理解できないほど複雑な状況にあるから、恐らく市民の方は全く訳がわからないのではないかと思います。ただはっきりしたのは、要するに浜田市は間違ってないと明言されたので、なぜ間違ってないかについて説得力ある説明をして欲しいと思います。結論だけ言われても納得できません。国県と闘う姿勢なのだということだけは理解できましたが。執行部の答弁は私の疑問を解消するに至らなかった。國の

要綱と浜田市の要綱が違っていたのは明らかです。9月定例会の時の委員会の会議録を見ました。斎藤先生は市の要綱が国の要綱と違うことは把握した上で国の要綱に沿っていたと。そういう実態があるのなら、普通なら斎藤先生から市の要綱をなぜ直さないのかと忠告があっても良いと思います。また知つておられれば、市の要綱どおりにやっていたこととイコールではない。実態としても国の要綱通りにやっていたのかどうかが、私はどうも、そこがしっかりと受け止められていないのです。知つてのことと、そのとおりにやっていたこととはイコールではないですから。今までの経過と今どういう局面にあって動かない状態になっているのか、説明がいただきたいと思います。ただ、陳情の文面を読むと最初の850万円云々辺り等、賛成しかねるのも確かです。

芦谷委員

私が思うに、説明を聞いてもよくわからないと。事の判断が国県市ともグレーなのです。執行部に調査をお願いして、この陳情に対しては不採択としたいです。

西村委員

私は自分で発言したように、はっきりさせて欲しいのです。継続はこれまで散々やって今の状況なので、賛成の立場を表明します。

田畠委員

基本的には陳情者が出されている内容、表題については賛成です。下に書いてある部分が何とも言い難いところです。いずれにせよ既にこの問題2年経過していますので、不正かどうかはわからないけど異常な状態であったのは事実なので、採択した方が良いのではないかと。今もメンバーもいつまでもはいないから、できるだけ早く結論を出したいと思います。

柳楽委員長

継続というご意見がありましたので、まずそれを伺います。継続に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

可否同数でしたので、委員長において継続に対して可とし、継続と決したいと思います。

○「陳情第93号 家庭保育の推進を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

瀧谷委員

これはこれまで賛成しています。そういう理由で子育て支援

の充実、今回ほぼ説明はないですが今までの趣旨を理解して。可処分所得が減り続けている子育て世代への支援として、賛成します。

村武委員

今までも出しているからと言われましたが、今回の陳情書を見ても 2 行しか書いてなく、私はきちんと書くべきだと思いますので、私は否決です。

柳楽委員長

○「陳情第 93 号 家庭保育の推進を求める陳情について」について採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮ります。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者、挙手]

挙手多数で採択と決しました。

柳楽委員長

以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了します。

5. その他

柳楽委員長

その他で委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、委員長報告については 3 月 12 日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただきよろしければ、議場に配布したいと思います。

以上で福祉環境委員会を終了します。

(閉 議 14 時 38 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子